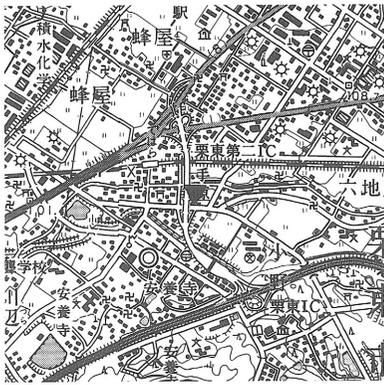


滋賀・手原遺跡

- 1 所在地 滋賀県栗東市手原
- 2 調査期間 二〇〇六年(平18)二月～二〇〇八年三月
- 3 発掘機関 (財)栗東市文化体育振興事業団
- 4 調査担当者 近藤 広・佐伯英樹
- 5 遺跡の種類 官衙跡
- 6 遺跡の年代 古墳時代～平安時代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



(京都東北部・近江八幡)

手原遺跡は、JR草津線手原駅周辺を中心として東西約七〇〇mに広がる遺跡である。これまでの調査により、およそ手原駅の西

側が「手原廃寺」の寺域、駅東側が官衙域であることが判明しつつある。

今回の調査は推定官衙域で実施した。調査区は遺跡中央を東西に走る近世東海道を挟んで北側と南側、調査面積は八三五〇㎡である。調査の結果、北側調査区

では奈良時代後半から平安時代初頭と、平安時代後半の掘立柱建物一〇棟以上、区画溝など、南側調査区では奈良時代中頃から平安時代(一一世紀)の掘立柱建物九棟(高床倉庫四棟、平屋建物五棟)、井戸、大溝などをそれぞれ検出した。

木簡は、南側調査区の大溝SD六から、木簡一点、墨書のある削屑約二〇〇点が出土した。大溝SD六は、幅約六m深さ一・三m長さ九m分を検出した。庄内式(布留式並行期(三世紀)の河川跡を奈良時代に再掘削し、溝として利用したものである。上層からは奈良時代の土器に混ざり平安時代の灰釉陶器や緑釉陶器などが出土し、中層の粘土層と下層の植物遺体層からは奈良時代(八世紀中頃)の墨書土器をはじめとした須恵器・土師器多数とともに製塩土器(焼塩容器)十数点や帯金具一点、鞆羽口などが出土した。三五点出土の墨書土器には「□□麻呂」の人名が一点あるほかはすべて一文字で、「貴」「山」「十」「大」各一点のほか、「梓」五点(うち一点は線刻)、「連」「乙」各五点、「越」三点などがある。また、円面視二点の他、須恵器の杯身や杯蓋を硯として使用した転用硯が九点出土した。北側調査区においても区画溝などから墨書土器が三六点出土している。「山」もしくは「山」の可能性がある墨書が二三点あり、その他に「鳥」や「十」、「膏」などの墨書がある。

大溝SD六の植物遺体層からは木簡のほか、斎串一五点や横櫛二点、烏帽子片など有機質の遺物が出土した。なお、溝の検出面に一

一世紀の遺構が存在するので、一一世紀には溝が完全に埋まっていたことが判明している。

8 木簡の釈文・内容

- (1) 「坂本麻呂」
144×20×3 051
- (2) ・赤染造造□_{〔造カ〕}
・書□□□_{〔観御カ〕}
109×28×2 081
- (3) 「古□」
163×20×5 051
- (4) ・直米一斗五升」
□□□□」
160×19×3 011*
- (5) ・足帯□
・八月六 (題籤軸)
(64)×24×3 061
- (6) □□又同百冊八束□□_{〔他〕}
145×21×5 011
- (7) ・「辛国家万呂□
□□□□
(97)×36×3 019*

(8) □□充求」
(70)×20×3 019

(9) ・事 前申要用故今日下
□□進度来□□□□

・
□養 請人十一月廿四日鹿田進」
(148)×20×5 019*

(10) □夫□我我」
(104)×36×4 019

(11) □□□□ □□□□

□□○□○ 山寺□ □□□□
□□○□□連□
303×38×8 041*

(12) □詔□連左□
091

(13) 乃乃
091

(14) 栗□
091

(15) 思思思
091

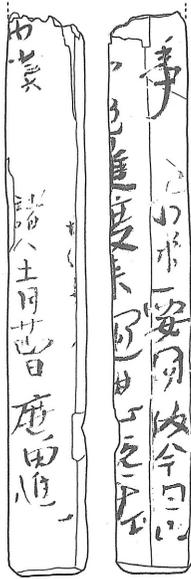
(16) 首首
091

(17) □山大路
091

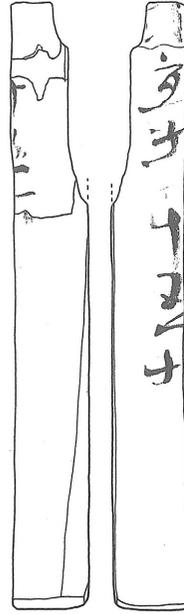
(18) 載載
091



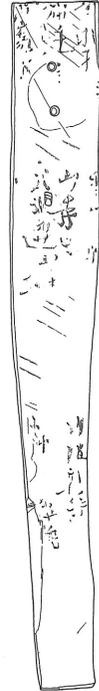
(2)



(9)



(4)



(11)



(7)



(10)



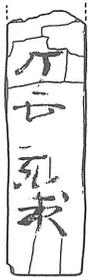
(12)



(1)



(6)



(8)



(5)



(14)



(13)

(19)	男	091
(20)	思念念	091
(21)	道山	091
(22)	集	091

S D六出土木簡の大部分は削屑で、習書が多くみられた。(2)の裏面一文字目は「出」の可能性もある。(12)の「詔」は、地方官衙では希少な例と思われる。(5)は題籤軸であり、手原遺跡において、文書が卷子装で利用・保管されていたことが推測される。軸部を下にみると文字は天地逆になる。(11)は、短冊型の木簡の下端部左右を削り、羽子板の柄状に作っている。三カ所に穿孔がある。同一形態のものが他に一点あり、穿孔位置も同じため、二点で一セットと思われる。手原遺跡は南西約2kmに所在する栗太郡衙岡遺跡の郡衙機能が八世紀後半以降に分散移転した可能性が指摘されてきたが、今回の木簡及び多量の削屑が出土したことにより、地方官衙での活動の一端が具体的に明らかになったといえる。

木簡の釈読・内容の検討には、大谷大学の櫻井信也氏、滋賀県立安土城考古博物館の大橋信弥氏、(財)滋賀県文化財保護協会の濱修氏・中川正人氏のご教示・ご協力を得た。

(佐伯英樹)